

# Environmental Impact Assessment

仙台市の環境影響評価制度



## 目次

はじめに .....	1
仙台市の環境影響評価制度の概要 .....	2
条例の対象事業 .....	3
手続のフロー .....	5
環境影響評価の項目 .....	7
情報公開と住民参加 .....	7
仙台市環境影響評価審査会 .....	7
留意事項 .....	8
仙台市環境影響評価条例 .....	10
杜の都・仙台のきれいな空気と水と緑を守るための指導方針 .....	19
森林地域における太陽光発電事業の環境配慮に関する指導方針 .....	20
グリーンビルディングの整備を促進するための方針 .....	21

# はじめに

「杜の都・仙台」は、豊かな緑や広瀬川の清流など美しい自然に恵まれ、その素晴らしい環境を、先人の時代よりこの地に住まう人々が大切に守り育んできました。

本市の良好な環境を保全し、将来に確実に継承するためには、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、住民や行政の意見を聴きながら、事業による環境への影響をできるだけ小さくするよう対応を促す「環境影響評価(環境アセスメント)制度」が、重要な役割を担っています。

仙台市では、平成10年(1998年)12月に「仙台市環境影響評価条例」を制定し、平成11年(1999年)6月から施行しています。これまで、市街地における大規模建築物や、火力発電所の建設、郊外部での住宅団地の造成や土地区画整理事業など、さまざまな案件について環境影響評価の手続が行われ、事業の特性や事業予定地周辺の環境に応じて、必要な環境保全対策を求めてきました。その結果、地域におけるオオタカなどの猛禽類の継続的な繁殖や、希少な植物種の移植等による保全、市街地における緑のネットワークの形成などにより、環境に配慮した事業の実現につながっています。

今後とも、環境影響評価制度を的確に運用することにより、杜の都の良好な環境の保全に努めてまいります。

## 制度改正の主な経緯

平成23年12月：市ホームページで環境影響評価図書を公表する手続(電子縦覧)を導入するなどの条例改正

平成25年 3 月：風力発電所を条例の対象事業に追加

平成27年12月：太陽光発電所、火力発電所、地熱発電所、水力発電所を条例の対象事業に追加

平成29年 5 月：石炭火力発電所について、規模を問わず、すべてを環境影響評価手続の対象とするよう条例施行規則を改正

平成29年12月：市域内への石炭火力発電所の立地自粛を促す「杜の都・仙台のきれいな空気と水と緑を守るための指導方針」を策定

令和 2 年12月：都心部における大規模建築物に関する環境影響評価制度を改正

(「グリーンビルディングの整備を促進するための方針」を策定)

：太陽光発電所について、森林地域を新設し規模要件を見直し

(併せて、「森林地域における太陽光発電事業の環境配慮に関する指導方針」を策定)



(オオタカ)



(ミスアオイ)



(定禅寺通り)

# 仙台市の環境影響評価制度の概要

仙台市では、道路、発電所、大規模建築物など23種の事業を手続の対象としており、対象となる事業者は、事業の計画段階において、環境への影響について、調査、予測及び評価し、その結果を公表して住民や行政から意見を聴きながら、より環境に配慮した事業計画を検討します。

仙台市の条例の特徴としては、法律や宮城県条例と比較して、対象となる事業の範囲が広いこと、事業計画の早期段階において自然環境等に関する事前調査を求めていること、工事中及び供用後の事後調査の手続を徹底していることが挙げられます。

## <手続の流れ>

### 事前調査【事前調査書】

仙台市の植生や希少な動植物の生息・生育状況をとりまとめた「仙台市自然環境基礎調査」などの既存資料等に基づき、事業予定地周辺の環境の状況を把握します。  
調査結果を踏まえ、「仙台市環境基本計画」(杜の都環境プラン)に示す環境配慮の指針との整合性を確保しながら、立地選定における環境配慮の方針を検討します。

### 環境影響評価項目の選定【方法書】

事前調査の結果を踏まえ、事業予定地周辺の環境や事業の特性に応じて、環境影響評価(調査・予測・評価)する項目を絞り込みます。

### 環境影響評価の実施【準備書・評価書】

#### ○調査

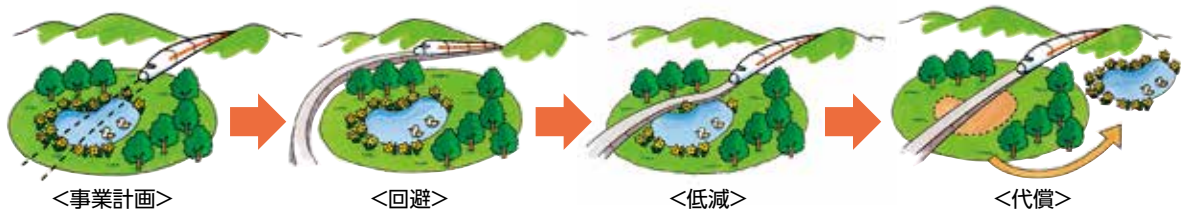
事業予定地周辺の環境の現況について、既存資料調査や現地調査などを実施します。

#### ○予測

調査結果を踏まえ、各種の予測式や類似事例などにより、事業による環境への影響について予測します。  
隣接する事業等がある場合には、当該事業との複合影響についても予測します。

#### ○環境保全措置の検討

予測結果に基づき、環境の影響を回避・低減するための対策を検討します。  
回避・低減が困難な場合には、事業の実施により損なわれる環境と同等又はそれ以上の環境の創出等(代償)を行います。



#### ○評価

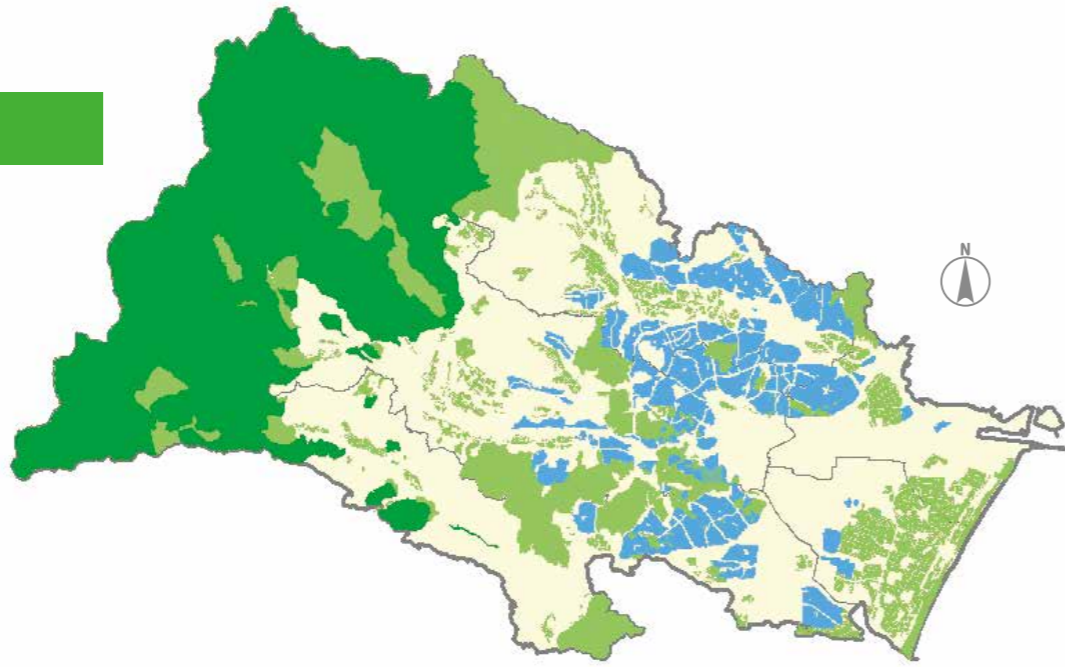
以上の結果を踏まえ、環境への影響が最大限に回避・低減又はやむを得ない場合、代償されているかを評価します。  
また、環境保全に係る基準や目標との整合についても評価します。

### 事後調査の実施【事後調査報告書】

工事中や供用時の環境を調査し、予測・評価結果の検証を行うとともに、必要に応じて追加の環境保全措置を検討します。

# 条例の対象事業

仙台市では、市域のうち環境配慮がより必要となる地域を区分し(右図参照)、これらの地域においては、より小規模な事業も環境影響評価の対象としています。  
 具体的な事業の種類と規模要件は以下のとおりです。



## 〈対象事業一覧〉

事業の種類	全地域	A地域	B地域
<b>1. 道路</b>			
高速自動車国道	すべて		
自動車専用道路	すべて		
一般国道・県道・市道	4車線・5km以上 (C地域 4車線・2km以上)	2車線・2km以上	2車線・1km以上
林道	幅員3.5m・10km以上	幅員3.5m・5km以上	幅員3.5m・2km以上
<b>2. ダム・堰・放水路</b>			
ダム	貯水面積20ha以上	貯水面積10ha以上	貯水面積5ha以上
堰	湛水面積20ha以上	湛水面積10ha以上	湛水面積5ha以上
放水路	改変面積20ha以上	改変面積10ha以上	改変面積5ha以上
<b>3. 鉄道・軌道</b>			
新幹線鉄道	すべて		
鉄道・軌道	すべて		
操車場等	面積20ha以上	面積10ha以上	面積5ha以上
<b>4. 飛行場(陸上飛行場・陸上ヘリポート)</b>			
	すべて		
<b>5. 工場・事業所・研究所</b>			
工場・事業所	面積20ha又は排出ガス量4万m <sup>3</sup> /h 若しくは排水量5千m <sup>3</sup> /日以上	面積10ha又は排出ガス量4万m <sup>3</sup> /h 若しくは排水量5千m <sup>3</sup> /日以上	面積5ha又は排出ガス量4万m <sup>3</sup> /h 若しくは排水量5千m <sup>3</sup> /日以上
研究所	面積20ha以上	面積10ha以上	面積5ha以上
<b>6. 電気工作物</b>			
変電所	面積20ha以上	面積10ha以上	面積5ha以上
送電線路	25万V・10km以上	25万V・7km以上	25万V・3km以上
風力発電所	出力 5,000kW以上	出力 2,500kW以上	出力 1,250kW以上
太陽光発電所(森林地域)	面積1ha又は出力400kW以上		
太陽光発電所(森林地域以外)	面積20ha又は出力8,000kW以上	面積10ha又は出力4,000kW以上	面積5ha又は出力2,000kW以上
石炭火力発電所	すべて		
火力発電所(石炭を除く)	出力 30,000kW以上		
地熱発電所	出力 5,000kW以上	出力 2,500kW以上	出力 1,250kW以上
水力発電所	出力 15,000kW以上	出力 7,500kW以上	出力 3,750kW以上

A地域：国定公園、県立自然公園、県自然環境保全地域、緑地環境保全地域、鳥獣保護区特別保護地区、保安林、農振農用地、風致地区、特別緑地保全地区、保存緑地、広瀬川特別環境保全区域

B地域：国定公園・県立自然公園の特別地域、県自然環境保全地域の特別地区

C地域：都市計画法上の住居専用地域

森林地域：森林法第2条第1項に規定する森林の区域(全地域、A地域、B地域内のすべての森林が該当)  
 ※宮城県森林情報提供システムのHP (<http://fgis-pref-miyagi.jp/>)でご確認ください。



(カジカガエル)



(オオルリ)



(ニホンリス)



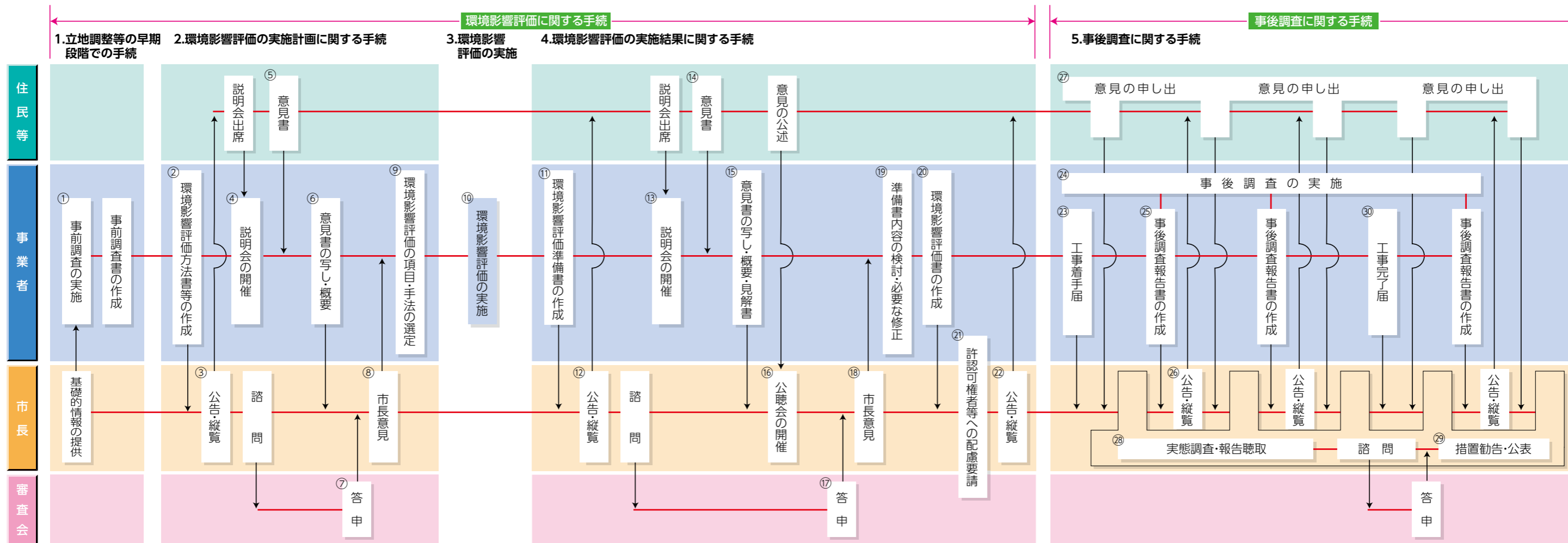
(カモシカ)

事業の種類	全地域	A地域	B地域
<b>7. 廃棄物最終処分場</b>	埋立面積5ha以上	すべて	
<b>8. 廃棄物処理施設</b>			
ごみ処理施設(焼却)	処理能力100t/日又は面積5ha以上		
ごみ処理施設(焼却以外)	面積20ha以上	面積10ha以上	面積5ha以上
し尿処理施設	処理能力100kl/日又は面積5ha以上		
産業廃棄物中間処理施設(焼却)	処理能力100t/日又は面積5ha以上		
産業廃棄物中間処理施設(焼却以外)	面積5ha以上		
<b>9. 下水道終末処理場</b>	面積20ha以上	面積10ha以上	面積5ha以上
<b>10. 住宅団地・別荘団地の造成</b>	面積20ha以上	面積10ha以上	面積5ha以上
<b>11. 工業団地・研究所団地・流通業務団地の造成</b>	面積20ha以上	面積10ha以上	面積5ha以上
<b>12. 学校用地の造成</b>	面積20ha以上	面積10ha以上	面積5ha以上
<b>13. スポーツ・レクリエーション施設用地造成</b>	面積20ha以上	面積10ha以上	面積5ha以上
<b>14. 浄水施設・配水施設用地の造成</b>	面積20ha以上	面積10ha以上	面積5ha以上
<b>15. 都市公園</b> ※1	面積20ha以上	面積10ha以上	
<b>16. 墓地・墓園の造成</b>	面積20ha以上	面積10ha以上	面積5ha以上
<b>17. 畜産施設</b>	面積20ha以上	面積10ha以上	面積5ha以上
<b>18. 土石の採取</b>	面積20ha以上	面積10ha以上	面積5ha以上
<b>19. 土地区画整理事業</b>	面積20ha以上	面積10ha以上	面積5ha以上
<b>20. 公有水面の埋立て・干拓</b>	面積10ha以上	面積5ha以上	
<b>21. 大規模建築物・高層建築物・高層工作物</b>	高さ100m又は延べ面積5万m <sup>2</sup> 以上 (都市再生緊急整備地域内における事業についてはP.21をご覧ください)		
<b>22. その他の造成事業</b> ※2	面積20ha以上	面積10ha以上	面積5ha以上
<b>23. 複合開発事業</b> ※3	面積20ha以上	面積10ha以上	面積5ha以上

※1. 環境保全を目的とする都市公園は改変面積が5ha以上のものに限る  
 ※2. 建築物又は工作物の建設のための用地の造成の事業  
 ※3. この表の10～13の事業及び22の事業のいずれか二以上に該当する一事業

(注) この表は、条例施行規則の別表第1を要約したものです。具体的な事業への適用に当たっては、別表第1を確認してください。  
 また、8,9ページの「留意事項」も確認してください。  
 なお、規模要件に満たない場合であっても、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると市長が認めるときは、条例による手続を行うよう求める場合があります。

# 手続のフロー



## 環境影響評価に関する手続

### 1. 立地調整等の早期段階での手続

① 事業者は、事業予定地及びその周辺の自然環境等について文献等による簡易な調査(事前調査)を行い、事業予定地の検討を行い、その結果を事前調査書に取りまとめます。市長は、各種の環境データを収集・整理し、事業者に提供できるよう努めます(条例第6条)。

### 2. 環境影響評価の実施計画に関する手続

② 事業者は、環境影響評価を行うべき地域等の概況、環境影響評価の項目、調査・予測・評価の手法等について記載した環境影響評価方法書(以下「方法書」)を作成し、その要約書及び事前調査書と併せて市長に提出します(条例第7条)。

③ 市長は、方法書等が提出されたときは、その旨を公告し、1週間、図書を縦覧するとともに市ホームページにおいて電子縦覧に供します(条例第8条)。

④ 事業者は③の縦覧期間内に方法書の内容についての説明会を開催します(条例第8条の2)。

⑤ 方法書に環境の保全及び創造の見地からの意見を有する者は、③の公告の日から、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書を提出することができます(条例第9条)。

⑥ 事業者は、意見書の写し及びその概要を市長に送付します(条例第9条)。

⑦ 仙台市環境影響評価審査会(以下「審査会」)は、市長から諮問された方法書の内容について、専門的見地から調査審議し、その結果を市長に

答申します(条例第10条)。

⑧ 市長は、審査会の答申を踏まえ、⑥の送付を受けた日から3月(やむを得ない理由があるときは4月)以内に、方法書についての環境の保全及び創造の見地からの意見を述べます(条例第10条)。

⑨ 事業者は、⑧の意見を勘案して、環境影響評価の項目、調査・予測・評価の手法を選定します(条例第11条)。

### 3. 環境影響評価の実施

⑩ 事業者は、事業の実施地域及びその周辺の現況について、詳細な調査を実施し、事業が及ぼす環境への影響を予測します。その結果を踏まえ、環境の保全及び創造の措置を検討し、その措置が講じられた場合の環境への影響を総合的に評価します(条例第12条)。

### 4. 環境影響評価の実施結果に関する手続

⑪ 事業者は、調査等の結果、環境の保全及び創造の措置、総合的な評価、事後調査の計画等を記載した環境影響評価準備書(以下「準備書」)を作成し、要約書とともに市長に提出します。準備書は、事業の実施に必要な許認可等の申請等の前までに提出しなければなりません(条例第13条)。

⑫ 市長は、準備書が提出されたときは、その旨を公告し、1週間、図書を縦覧するとともに市ホームページにおいて電子縦覧に供します(条例第14条)。

⑬ 事業者は、⑫の縦覧期間内に準備書の内容についての説明会を開催します(条例第15条)。

⑭ 準備書に環境の保全及び創造の見地からの意見を有する者は、⑫の公告の日から、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書を提出することができます(条例第16条)。

⑮ 事業者は、意見書の写し及びその概要、当該意見に対する事業者の見解を記載した書面(見解書)を市長に送付します(条例第16条)。

⑯ 市長は、⑮の送付を受けたときは、必要に応じて、公聴会を開催します(条例第17条)。

⑰ 審査会は、市長から諮問された準備書の内容について、専門的見地から調査審議し、その結果を市長に答申します(条例第18条)。

⑱ 市長は、審査会の答申を踏まえ、⑮の送付を受けた日から4月(やむを得ない理由があるときは5月)以内に、準備書についての環境の保全及び創造の見地からの意見を述べます(条例第18条)。

⑲ 事業者は、⑱の意見を勘案して、準備書の内容について検討し、修正が必要な事項に関しては、必要に応じて改めて環境影響評価を行います(条例第19条)。

⑳ 事業者は、⑲の結果を踏まえ、環境影響評価書(以下「評価書」)を作成し、その要約書とともに市長に提出します(条例第19条)。

㉑ 市長は、評価書を許認可権者等に送付し、許認可等の審査に際して、評価書の内容に最大限配慮してもらうよう要請します。なお、方法書、準備書についても、その提出の際に、許認可権者等に送付します(条例第21条)。

㉒ 市長は、評価書が提出されたときは、その旨を公告し、1週間、図書を縦覧するとともに市ホームページにおいて電子縦覧に供します(条例第20条)。

## 事後調査に関する手続

### 5. 事後調査に関する手続

㉓ 事業者は、工事に着手したときは市長に届けます(条例第24条)。

## 事後調査に関する手続

### 5. 事後調査に関する手続

㉔ 意見の申し出

㉕ 意見の申し出

㉖ 意見の申し出

㉗ 事後調査の実施

㉘ 事後調査報告書の作成

㉙ 事後調査報告書の作成

㉚ 工事完了届

㉛ 事後調査報告書の作成

㉜ 事後調査報告書の作成

㉝ 公告・縦覧

㉞ 公告・縦覧

㉟ 公告・縦覧

㊱ 実態調査・報告聴取

㊲ 諮問

㊳ 措置勧告・公表

㊴ 答申

なお、市長は、措置勧告に当たって、必要に応じて、審査会の意見を求めます(条例第50条)。

㉜ 事業者は、工事が完了したときは市長に届けます(工事完了後も事後調査に関する手続は続行します。)(条例第25条)。

# 環境影響評価の項目

環境影響評価の項目は、次の項目の中から、事業予定地周辺の環境や事業の特性に応じて、工事による影響、施設等の存在による影響、施設等が稼働した供用による影響ごとに、必要な項目を選定します。



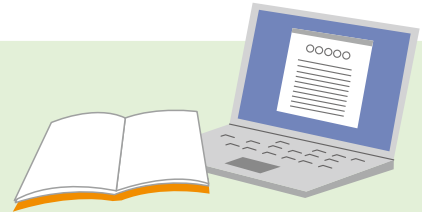
区 分	項 目
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨とする項目	大気質、騒音、振動、低周波音、悪臭 水質、底質、地下水汚染、水象 地形・地質、地盤沈下、土壌汚染 電波障害、日照障害、風害
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨とする項目	植物、動物、生態系
人と自然との豊かな触れ合いの確保及び歴史的、文化的な所産への配慮を旨とする項目	景観、自然との触れ合いの場、文化財
環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市の構築及び地球環境保全への貢献を旨とする項目	廃棄物等、温室効果ガス等

# 情報公開と住民参加

環境影響評価制度では、事業者と地域住民との適切なコミュニケーションが図られるよう、情報公開と住民参加に関する手続を設けています。

## ○図書縦覧

事業者から提出された環境影響評価図書は一定期間縦覧に供されるとともに、仙台市ホームページでも公表しています。



## ○説明会等の開催

事業者は、事業による環境影響が及ぶおそれのある地域（関係地域）において、方法書、準備書の内容を周知するための説明会を開催します。説明会にはどなたでも参加が可能です。説明会の開催については、事業者が、新聞や配布チラシなどにより周知を行います。また、市が必要に応じて開催する公聴会に出席して意見を述べるすることができます。

## ○意見書の提出

方法書及び準備書について、環境の保全の見地から意見を有する方は、決められた期間内において、事業者に対し、意見書を提出することができます。また、事後調査の結果等についても、市に対し、意見を申し出ることができます。

# 仙台市環境影響評価審査会

仙台市では、事業者の環境影響評価が適切に行われているか、科学的かつ客観的に審査するため、大気質や水質、動植物などの専門家15名以内で構成される仙台市環境影響評価審査会を設置しています。

市長は、事業者に対し、環境の保全及び創造の見地からの意見を述べるにあたり、審査会の意見を聴くこととなっています。

なお、審査会は、原則として公開しており、どなたでも傍聴が可能です（希少な動植物の生息・生育情報が特定される場合などは除く）。

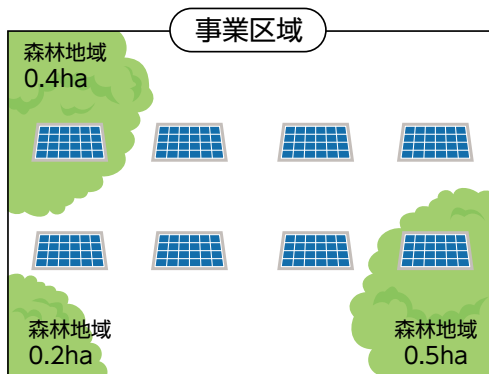
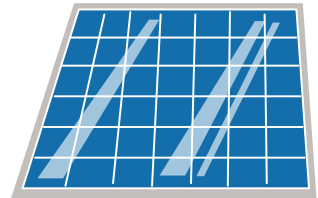
# 留意事項

## 一般的事項

- 事業計画を複数の工区や工期に分けて実施する場合であっても、全体の計画が規模要件以上であれば、手続の対象となります。
- 既存の施設や建物と比べて、同規模又は小さい規模で建て替える場合であっても、新たな施設や建物が規模要件以上であれば手続の対象となります。
- 規模要件に満たない場合であっても、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると市長が認めるときは、条例による手続を行うよう求める場合があります。
- 手続は、原則として1年以上の調査を実施するなど、長期間を要します(概ね3~4年)。また、準備書の提出以降でなければ、事業に必要な許認可等の申請はできませんので、環境影響評価の対象となるような事業を計画する際には、早めに相談して下さい。
- 手続中の事業について、事業計画を変更する場合、または、評価書の公告の日から起算して5年を経過した日以降に工事に着手する場合には、手続の再実施が必要となる場合がありますので、早めに相談して下さい。
- 環境影響評価の実施にあたっての技術的事項については、「仙台市環境影響評価技術指針」及び「仙台市環境影響評価技術指針マニュアル」を確認して下さい。

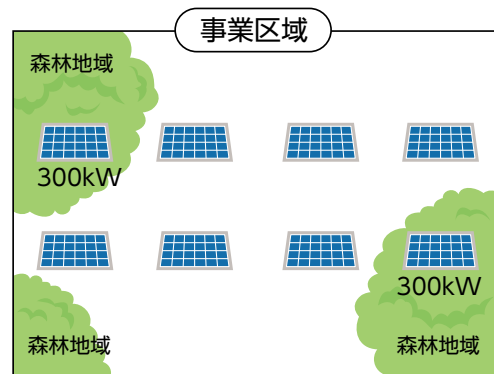
## 太陽光発電所の設置事業について

- 規模要件となる敷地面積には、事業に関連する取付け道路、変電施設や送電施設を設置するための用地、緑地、残置森林等が含まれます。
- 造成や伐採をしない場合であっても、敷地面積又は出力が規模要件以上の事業は対象となります。
- 太陽光発電設備を複数の工区や工期に分けて設置する場合であっても、全体の敷地面積又は出力が規模要件以上であれば、手続の対象となります。
- 森林地域における事業について、事業区域のすべてが森林地域ではない場合においても、事業区域内の森林地域の面積の合計又は森林地域における出力の合計が規模要件以上であれば、手続の対象となります。(下図参照)
- 森林地域における事業については、「森林地域における太陽光発電事業の環境配慮に関する指導方針」(P.20)に基づき、事業計画の早期段階から、適切な環境配慮を検討してください。
- 郊外部において一定規模以上の事業を行う場合には、環境影響評価手続に先行して、「杜の都の風土を守る土地利用調整条例」に基づく手続が必要です。



森林地域の面積の合計が1.1ha  
⇒1ha以上であり手続きの対象

又は



森林地域における出力の合計が600kW  
⇒400kW以上であり手続きの対象

## 留意事項

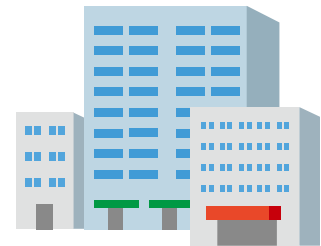
### 火力発電所の設置事業について

- ガス、バイオマス等、火力を原動力とする発電所が該当します。ただし、石炭火力発電所については、「杜の都・仙台のきれいな空気と水と緑を守るための指導方針」(P.19)に基づき、立地を自粛するよう強く要請します。
- 工場等で自家消費するための発電所も該当します。
- 既存の工場・事業所内に新たに設置される発電所も該当します。



### 大規模建築物の建設事業について

- 複数の建築物の建設計画が一体とみなせる場合には、延べ面積を合算して手続の対象となるか判断します。
- 対象事業の実施に伴い、事業予定地内において既存建築物等の解体を行う場合には、当該解体工事も環境影響評価の対象となります。そのため、手続が終了しなければ、解体工事も含め、工事に着手できません。
- 都市再生特別措置法第2条第3項に基づく都市再生緊急整備地域内における事業については、「グリーンビルディングの整備を促進するための方針」(P.21)に基づき、手続を行うことが可能です。
  - ・ 本方針に基づく適正な環境配慮がなされるものとして市長が認めるものについては、仙台市環境影響評価条例に基づく手続を適用しないこととしています。なお、これまで通り環境影響評価手続を行うことも可能です。
  - ・ 詳細は、仙台市HP記載の「仙台市環境影響評価条例に規定する対象事業から除く事業の認定に関する基準」や「仙台市グリーンビルディングの整備を促進するための方針の実施に関する要綱」をご覧ください。



都市再生緊急整備地域

～その他、ご不明な点については、事前にご相談ください。～



# 仙台市環境影響評価条例 (平成10年12月16日 仙台市条例第44号)

## 目次

第一章 総則 (第一条—第三条)
第二章 環境の構成要素に係る項目及び技術指針 (第四条・第五条)
第三章 環境影響評価に関する手続
第一節 事前調査書 (第六条)
第二節 方法書 (第七条—第十条)
第三節 環境影響評価の実施等 (第十一条・第十二条)
第四節 準備書 (第十三条—第十八条)
第五節 評価書 (第十九条—第二十一条)
第六節 対象事業の実施の制限等 (第二十二条・第二十三条)
第四章 事後調査に関する手続 (第二十四条—第三十一条)
第五章 対象事業の内容の変更等 (第三十二条—第三十四条)
第六章 都市計画対象事業に関する特例 (第三十五条—第三十七条)
第七章 法対象事業等に係る条例の手続 (第三十七条の二—第四十五条)
第八章 仙台市環境影響評価審査会 (第四十六条)
第九章 雑則 (第四十七条—第五十三条)

## 附則

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この条例は、環境影響評価及び事後調査に関する手続等を定めることにより、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業の立案及び実施に際し、環境の保全及び創造（環境への影響を回避し、又は低減することが困難である場合に、損なわれる環境の代償として講じられる環境の創出をいう。以下同じ。）の見地から適正な配慮がなされることを期し、もって仙台市環境基本条例（平成八年仙台市条例第三号。以下「基本条例」という。）の本旨である現在及び将来の世代の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この条例において「環境影響評価」とは、事業（特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更（これと併せて行うしゅんせつを含む。）並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。）の実施が環境に及ぼす影響（当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下単に「環境影響」という。）について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全及び創造のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。

2 この条例において「事後調査」とは、事業に係る工事の着手後に、当該事業に係る環境影響について行う調査をいう。

3 この条例において「対象事業」とは、次に掲げる事業の種類の内いずれかに該当する一の事業であって、規模、実施される地域等により、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。ただし、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第二条第四項に規定する対象事業（以下「法対象事業」という。）及び法第四条第三項第一号又は第二号の措置がとられ

る前の法第二条第三項に規定する第二種事業を除く。

- 一 道路の新設又は改築の事業
- 二 ダム、堰又は放水路の新築又は改築の事業
- 三 鉄道又は軌道の建設又は改良の事業
- 四 飛行場の設置又は変更の事業
- 五 工場、事業場又は研究所の建設の事業
- 六 電気工作物の設置又は変更の事業
- 七 廃棄物の最終処分場の設置又は変更の事業
- 八 廃棄物の処理施設の設置又は変更の事業
- 九 下水道の終末処理場の設置又は変更の事業
- 十 住宅団地又は別荘団地の造成の事業
- 十一 工業団地、研究所団地又は流通業務団地の造成の事業
- 十二 学校用地の造成の事業
- 十三 スポーツ施設又はレクリエーション施設の用地の造成の事業
- 十四 浄水施設又は配水施設の用地の造成の事業
- 十五 公園の建設の事業
- 十六 墓地又は墓園の造成の事業
- 十七 畜産施設の設置又は変更の事業
- 十八 土石の採取の事業
- 十九 土地区画整理事業
- 二十 公有水面の埋立て又は干拓の事業
- 二十一 大規模建築物又は高層の建築物若しくは工作物の建設の事業（前各号に掲げる事業の種類に該当するものを除く。）

二十二 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして規則で定める事業の種類

4 この条例（次条第二項を除く。）において「事業者」とは、対象事業を実施し、又は実施しようとする者（国が行う対象事業にあっては当該対象事業の実施を担当する行政機関（地方支分部局を含む。）の長、委託に係る対象事業にあってはその委託をし、又はしようとする者）をいう。

（平二三、一二・改正）

（市等の責務）

第三条 市は、この条例の規定による環境影響評価及び事後調査に関する手続が適切かつ円滑に行われるように、環境の保全及び創造の見地からの必要な助言又は指導並びに情報の収集、整理及び提供に努めるとともに、環境影響評価及び事後調査の手法の研究並びにその成果の普及に努めなければならない。

2 事業者は、その責任と負担において、この条例の規定による環境影響評価及び事後調査に関する手続を誠実に実施し、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減するように努めなければならない。

3 市民は、この条例の規定による環境影響評価及び事後調査に関する手続が適切かつ円滑に行われるように、環境の保全及び創造の見地からの有益な情報の提供その他の方法により、当該手続の実施に協力するように努めなければならない。

## 第二章 環境の構成要素に係る項目及び技術指針

（環境の構成要素に係る項目）

第四条 市長は、基本条例第七条に規定する環境の保全及び創造に関する施策の基本方針を踏まえ、対象事業に係る環境影響についての調査、予測及び評価を行うべき環境の構成要素に係る項目として一般的に認められるものを規則で定めな

ればならない。

(技術指針)

第五条 市長は、既に得られている科学的知見に基づき、次に掲げる事項に係る指針（以下「技術指針」という。）を定めなければならない。

- 一 第六条第一項の規定による事前調査の実施の手法及び事前調査書の作成の方法
  - 二 第七条第一項の規定による環境影響評価方法書の作成の方法
  - 三 第十一条第一項の規定による環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定の方法
  - 四 第十二条及び第十九条第一項第三号の規定による環境影響評価の実施の手法並びに第十三条第一項の規定による環境影響評価準備書の作成及び第十九条第二項の規定による環境影響評価書の作成の方法
  - 五 第二十六条（第四十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による事後調査の実施の手法及び事後調査報告書の作成の方法
  - 六 第四十二条第一項の規定による事後調査計画書の作成の方法
  - 七 前各号に掲げるもののほか、環境影響評価及び事後調査に関する技術的事項で必要と認められるもの
- 2 市長は、技術指針について、最新の科学的知見に基づき検討を加え、必要があると認めるときは、これを改定しなければならない。

3 市長は、技術指針を定め、又は改定しようとするときは、あらかじめ、仙台市環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴かなければならない。

4 市長は、技術指針を定め、又は改定したときは、その内容を公表しなければならない。

### 第三章 環境影響評価に関する手続

#### 第一節 事前調査書

第六条 事業者は、対象事業の立案に際し（法第四条第三項第二号の措置がとられた対象事業にあっては、当該措置がとられた後、速やかに）、技術指針で定めるところにより、対象事業を実施しようとする地域及びその周辺の環境の状況について、文献調査その他の方法により、規則で定める項目ごとの調査（以下「事前調査」という。）を行い、次に掲げる事項を記載した事前調査書を作成しなければならない。

- 一 事前調査の対象とした地域の範囲
  - 二 事前調査の結果をその項目ごとに取りまとめたもの
  - 三 第一号の地域に存する野生生物、地形その他の自然物及び森林、水辺地その他の地域のうち事業の実施に当たり保全しようとするもの
  - 四 前号に掲げるもののほか、事業の実施に当たり環境の保全及び創造について配慮しようとする内容
- 2 事業者は、前項第三号及び第四号に掲げる事項の記載に際しては、基本条例第八条の規定に基づき定められた仙台市環境基本計画との整合が図られるよう十分に配慮しなければならない。
- 3 相互に関連する二以上の対象事業を実施しようとする場合は、当該対象事業に係る事業者は、これらの対象事業について、併せて事前調査書を作成することができる。
- 4 市長は、事前調査を行うべき項目に関しての基礎的な情報を収集し、かつ、整理し、事業者にこれを提供するように努めなければならない。

### 第二節 方法書

(方法書等の提出)

第七条 事業者は、事前調査書に記載されているところにより環境の保全及び創造についての適な配慮をして対象事業の計画を検討した後、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成し、これを要約した書類（第三項において「要約書」という。）及び当該方法書に係る事前調査書と併せて、市長に提出しなければならない。

- 一 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
  - 二 対象事業の名称、目的及び内容
  - 三 対象事業が実施されるべき区域その他の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（以下「関係地域」という。）の範囲及びその概況
  - 四 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法（当該手法が決定されていない場合にあっては、対象事業に係る環境影響評価の項目）
- 2 前条第三項の規定は、方法書の作成について準用する。
- 3 第一項の規定による方法書、要約書及び事前調査書（以下「方法書等」という。）の提出は、当該対象事業の内容がおおむね特定され、かつ、環境影響評価の結果に基づいてその計画を修正することが可能な時期に行わなければならない。

(平二三、一二・改正)

(方法書等の公告及び縦覧等)

第八条 市長は、方法書等の提出を受けたときは、遅滞なく、その旨、方法書等の縦覧の場所その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して一月間、方法書等を縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

- 2 市長は、その実施に際し、法令等の規定により、免許、特許、許可、認可、承認若しくは同意（第四十三条第三項及び第五十条第六項を除き、以下「免許等」という。）又は届出（当該届出に係る法令等において、当該届出に関し、当該届出を受理した日から起算して一定の期間内に、その変更について勧告又は命令をすることができることが規定されているものに限る。以下「特定届出」という。）が必要とされる対象事業について、前項の規定による公告を行ったときは、遅滞なく、当該免許等を行う者又は当該特定届出を受理する者に対し、当該対象事業に係る方法書等を送付するものとする。

(平一一、一二・平二三、一二・改正)

(方法書説明会の開催等)

第八条の二 事業者は、前条第一項の縦覧期間内に、対象事業に係る方法書に記載された関係地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会（以下「方法書説明会」という。）を開催しなければならない。ただし、当該関係地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、市長と協議の上、当該関係地域以外の地域において開催することができる。

- 2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、市長に通知するとともに、これらを方法書説明会の開催を予定する日の一週間前までに、規則で定めるところにより公告しなければならない。
- 3 事業者は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより、前項の規定による公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説

明会を開催することを要しない。

4 事業者は、方法書説明会を開催したときはその概要を、開催しなかったときはその理由を、書面により市長に報告しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、方法書説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

(平二三、一二・追加)

(方法書についての意見書の提出等)

第九条 方法書について環境の保全及び創造の見地からの意見を有する者は、第八条第一項の公告の日から、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 事業者は、前項の期間を経過した後、速やかに、同項の意見の概要を記載した書類及び同項の意見書の写し(意見書の提出がない場合には、これらに代えてその旨を記載した書面)を市長に送付しなければならない。

(平二三、一二・改正)

(方法書についての市長の意見)

第十条 市長は、前条第二項の規定による送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、方法書について環境の保全及び創造の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、市長は、前条第一項の意見に配慮するとともに、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、第一項の規定により意見を述べたときは、遅滞なく、その旨及び当該意見の内容を公告しなければならない。

(平一一、一二・改正)

### 第三節 環境影響評価の実施等

(環境影響評価の項目等の選定等)

第十一条 事業者は、前条第一項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第九条第一項の意見に配慮して関係地域の範囲及び第七条第一項第四号に掲げる事項に検討を加え、必要があると認めるときは関係地域の範囲を修正し、かつ、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による選定を行うに当たり必要があると認めるときは、市長に対し、技術的な助言を記載した書面の交付を受けたい旨の申出を書面によりすることができる。

(環境影響評価の実施)

第十二条 事業者は、前条第一項の規定により選定した項目及び手法に基づいて、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価を行わなければならない。

### 第四節 準備書

(準備書の提出)

第十三条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、技術指針で定めるところにより、当該環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を作成し、これを要約した書類(次条において「要約書」という。)と併せて、市長に提出しなければならない。

一 第七条第一項第一号及び第二号に掲げる事項

二 第九条第一項の意見の概要

三 第十条第一項の市長の意見

四 前二号の意見についての事業者の見解

五 関係地域の範囲及びその概況

六 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

七 第十一条第二項の助言がある場合には、その内容

八 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの

ア 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとに取りまとめたもの(環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。)

イ 環境の保全及び創造のための措置(当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。)

ウ 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

九 事後調査(前号イに掲げる措置が事業に係る工事の着手後判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合における当該環境の状況の把握のための措置を含む。)の計画として、次に掲げるもの

ア 事後調査の項目、手法、対象とする地域及び期間

イ その他規則で定める事項

十 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

2 第六条第三項の規定は、準備書の作成について準用する。

3 第一項の規定による準備書の提出は、対象事業の種類ごとに規則で定める時期までに行わなければならない。

(平二三、一二・改正)

(準備書の公告及び縦覧等)

第十四条 市長は、準備書及び要約書の提出を受けたときは、遅滞なく、その旨、準備書及び要約書の縦覧の場所その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して一月間、準備書及び要約書を縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

2 第八条第二項の規定は、準備書及び要約書の送付について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第十四条第一項」と読み替えるものとする。

(平二三、一二・改正)

(準備書説明会の開催等)

第十五条 事業者は、前条第一項の縦覧期間内に、対象事業に係る準備書に記載された関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会(以下「準備書説明会」という。)を開催しなければならない。ただし、当該関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、市長と協議の上、当該関係地域以外の地域において開催することができる。

2 第八条の二第二項から第五項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第十五条第二項において準用する前項」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「第十五条第一項及び同条第二項において準用する前三項」と読み替えるものとする。

(平二三、一二・改正)

(準備書についての意見書の提出等)

第十六条 準備書について環境の保全及び創造の見地からの意見を有する者は、第十四条第一項の公告の日から、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べる

ことができる。

- 2 事業者は、前項の期間を経過した後、速やかに、同項の意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類並びに同項の意見書の写し（意見書の提出がない場合には、これらに代えてその旨を記載した書面）を市長に送付しなければならない。

（公聴会の開催）

第十七条 市長は、前条第二項の規定による送付を受けた場合において、次条第一項の意見を述べるため必要があると認めるときは、遅滞なく、公聴会を開催するものとする。

- 2 市長は、事業者に対し、公聴会への同席について協力を求めることができる。
- 3 市長は、第一項の規定により公聴会を開催したときは、速やかに、聴取した意見の概要その他の公聴会の結果を記載した書面を作成し、その写しを事業者に送付しなければならない。

- 4 前三項に定めるもののほか、公聴会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

（準備書についての市長の意見）

第十八条 市長は、第十六条第二項の規定による送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、準備書について環境の保全及び創造の見地からの意見を書面により述べるものとする。

- 2 前項の場合において、市長は、第十六条第一項の意見、同条第二項の事業者の見解及び前条第三項の意見に配慮するとともに、あらかじめ、審査会の意見を聴かななければならない。
- 3 市長は、第一項の規定により意見を述べたときは、遅滞なく、その旨及び当該意見の内容を公告しなければならない。

#### 第五節 評価書

（評価書の提出）

第十九条 事業者は、前条第一項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第十六条第一項の意見に配慮して準備書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とするとき（当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。）は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。

- 一 第七条第一項第二号に掲げる事項の修正（事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定める修正に該当するものを除く。） 第六条から第二十一条までの規定による環境影響評価に関する手続を経ること
  - 二 第七条第一項第一号又は第十三条第一項第二号から第四号まで、第七号、第九号若しくは第十号に掲げる事項の修正（前号に該当する場合を除く。） 次項、次条及び第二十一条の規定による環境影響評価に関する手続を経ること
  - 三 前二号に掲げるもの以外のもの 技術指針で定めるところにより当該修正に係る部分について対象事業に係る環境影響評価を行うこと
- 2 事業者は、前項第一号に該当する場合を除き、同項第三号の規定による環境影響評価を行った場合には当該環境影響評価及び準備書に係る環境影響評価の結果に、同号の規定による環境影響評価を行わなかった場合には準備書に係る環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価書（以下「評価書」という。）を、技術指針で定めるところにより作成し、これを要約した書類（次条及び第二十一条において「要約書」という。）と併せて、市長に提出しなければ

ばならない。

- 一 第十三条第一項各号に掲げる事項
- 二 第十六条第一項の意見の概要
- 三 前条第一項の市長の意見
- 四 前二号の意見についての事業者の見解（評価書の公告及び縦覧）

第二十条 市長は、評価書及び要約書の提出を受けたときは、遅滞なく、その旨、評価書及び要約書の縦覧の場所その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して一月間、評価書及び要約書を縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（平二三、一二・改正）

（免許等を行う者等への要請）

第二十一条 市長は、対象事業の実施に際し、法令等の規定により、免許等又は特定届出が必要とされる場合において、前条の規定による公告の日までに当該免許等を行う者又は当該特定届出を受理する者に対し、当該対象事業に係る評価書及び要約書を送付するとともに、当該免許等又は特定届出の審査に際し、当該評価書の記載事項に配慮し、当該事業に関する環境の保全及び創造についての適正な配慮がなされるよう要請するものとする。

（平二三、一二・改正）

#### 第六節 対象事業の実施の制限等

（対象事業の実施の制限）

第二十二条 事業者は、第二十条の規定による公告の日以後でなければ、対象事業（第十九条第一項の規定による修正があった場合において当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業）を実施してはならない。

（事業者の環境の保全及び創造についての配慮）

第二十三条 事業者は、評価書に記載されているところにより、環境の保全及び創造についての適正な配慮をして当該対象事業を実施しなければならない。

#### 第四章 事後調査に関する手続

（工事着手届）

第二十四条 事業者は、対象事業に係る工事に着手したときは、速やかに、その旨を書面により市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

（工事完了届）

第二十五条 事業者は、対象事業に係る工事が完了したとき（当該工事の完了前に、当該工事に係る土地又は工作物の供用（土地又は工作物において当該事業の目的である活動が行われることをいう。以下同じ。）が開始されたときを含む。）は、速やかに、その旨を書面により市長に届け出なければならない。

- 2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（事後調査の実施等）

第二十六条 事業者は、評価書に記載された事後調査の計画に基づいて、技術指針で定めるところにより、事後調査を行い、次に掲げる事項を記載した事後調査報告書を適切な時期ごとに作成しなければならない。

- 一 第十三条第一項第一号に掲げる事項
- 二 対象事業が実施される区域
- 三 対象事業に係る評価書に記載された関係地域の範囲
- 四 対象事業に係る工事の進捗状況又は対象事業に係る

土地若しくは工作物の供用の状況

五 環境の保全及び創造のための措置の実施状況

六 事後調査の項目、手法及び対象とする地域

七 事後調査の結果

八 前号の結果に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じようとし、又は講じた場合にあっては、その内容

九 事後調査の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

十 その他規則で定める事項

（事後調査報告書の提出）

第二十七条 事業者は、事後調査報告書を作成したときは、遅滞なく、これを市長に提出しなければならない。

（事後調査報告書の公告及び縦覧）

第二十八条 市長は、事後調査報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、その旨、事後調査報告書の縦覧の場所その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して一月間、事後調査報告書を縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（平二三、一二・改正）

（工事着手後の環境の状況等に対する意見の申出）

第二十九条 事業者が対象事業に係る工事に着手した日（以下「工事着手日」という。）以後、当該対象事業に係る評価書に記載された関係地域における環境の状況又は第二十六条第五号の措置の実施状況が明らかに評価書に記載されているところと異なり、かつ、環境の保全及び創造の見地から当該異なる状況について是正の必要があると認める者は、工事着手日から当該対象事業に係る最後の事後調査報告書の縦覧期間満了の日までの間に、その旨を書面により市長に申し出ることができる。

（実態調査等）

第三十条 市長は、第二十七条の規定による事後調査報告書の提出、前条の規定による申出その他の事由により、同条の環境の状況又は第二十六条第五号の措置の実施状況が評価書に記載されているところと異なっているおそれがあると認めるときは、工事着手日から前条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して規則で定める期間を経過する日までの間に、環境の保全及び創造の見地から必要な限度において、当該対象事業に係る同号の措置の実施状況又は対象事業に係る工事の実施状況、工事の完了時の状況、土地若しくは工作物の供用後の状況その他の対象事業に係る工事の着手後の状況について、職員に実態調査をさせ、又は当該対象事業に係る事業者に対し、期限を付して報告を求めることができる。

2 事業者は、前項の規定により市長が職員に実態調査をさせ、又は報告を求めるときは、これらに協力しなければならない。

3 第一項の規定による実態調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

（技術の向上のための措置）

第三十一条 市長は、事後調査報告書の内容並びに前条第一項の規定による実態調査の結果及び報告の内容について、評価書との関連において必要な分析及び検討を加え、環境影響評価に関する技術の向上に努めなければならない。

2 市長は、前条第一項の規則で定める期間を経過した日後において、環境影響評価に関する技術の向上のため必要があると認めるときは、環境の保全及び創造の見地から必要な限度において、職員に同項の規定の例による実態調査をさせるこ

とができる。

3 事業者は、前項の規定により市長が職員に実態調査をさせるときは、これに協力するように努めなければならない。

4 前条第三項の規定は、第二項の規定による実態調査について準用する。

## 第五章 対象事業の内容の変更等

（事業内容の変更の場合の手續）

第三十二条 事業者は、第七条第一項の規定による方法書等の提出後に同項第二号に掲げる事項を変更しようとする場合（第十九条第一項の規定の適用を受ける場合を除く。）において、当該変更後の事業が対象事業に該当するときは、当該変更後の事業について、改めて環境影響評価に関する手續を経なければならない。ただし、当該事項の変更が事業規模の縮小、規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更該当する場合は、この限りでない。

2 事業者は、前項の規定により当該変更後の事業について環境影響評価に関する手續を経る場合は、速やかに、その旨を書面により市長に届け出なければならない。

3 第二十四条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

4 第二十条の規定による公告の日以後に第七条第一項第二号に掲げる事項を変更して当該事業を実施しようとする者（第一項ただし書の規定により環境影響評価に関する手續を経ることを要しないこととされる事業者を除く。）に対する第二十条の規定の適用については、同条中「公告」とあるのは「公告（同条の規定による公告が行われ、かつ、この条例の規定による環境影響評価に関する手續を再び経た後に行われるものに限る。）」と、「対象事業」とあるのは「第三十二条第一項の規定の適用を受ける変更後の事業」とする。（対象事業の廃止等）

第三十三条 事業者は、第七条第一項の規定による方法書等の提出後に次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに、その旨を書面により市長に届け出なければならない。

一 対象事業を実施しないこととしたとき

二 第七条第一項第二号に掲げる事項の変更をした場合において当該変更後の事業が対象事業に該当しないこととなったとき

三 対象事業の実施を他の者に引き継いだとき

四 対象事業に係る工事の完了後又は土地若しくは工作物の供用が開始された後、当該土地又は工作物の管理を事業者以外の者に引き継いだとき

2 第二十四条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

3 第一項第三号の場合において、前項において準用する第二十四条第二項の規定による公告の日以前に当該引継ぎ前の事業者が行った環境影響評価及び事後調査に関する手續は新たに事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の事業者について行われた環境影響評価及び事後調査に関する手續は新たに事業者となった者について行われたものとみなす。

4 第一項第四号の場合において、第二十六条、第二十七条、第三十条第一項及び第二項並びに第三十一条第三項の規定による事後調査に関する手續は、同号に規定する引継ぎを受けた者（以下「管理者」という。）が事業者に代わって行うことができる。

5 管理者は、前項の規定により事後調査に関する手続を行うこととした場合には、速やかに、その旨を書面により市長に届け出なければならない。

(長期間工事に未着手である場合等の手続の再実施の要請)

第三十四条 市長は、事業者が第二十条の規定による公告の日から起算して五年を経過した日以後に対象事業に係る工事に着手する場合(第三十二条第一項の規定の適用を受ける変更後の事業について第二十条の規定による公告が行われたときは、当該公告の日から起算して五年を経過した日以後に当該変更後の事業に係る工事に着手する場合)において、環境の保全及び創造の見地から必要があると認めるときは、当該事業者に対し、改めて環境影響評価に関する手続の全部又は一部を経るよう求めることができる。

2 市長は、事業者が対象事業に係る工事を五年を超えて中断した後再開しようとする場合において、環境の保全及び創造の見地から必要があると認めるときは、当該事業者に対し、改めて環境影響評価に関する手続の全部又は一部を経るよう求めることができる。

3 前二項の場合において、市長は、あらかじめ、審査会の意見を聴かななければならない。

4 第一項又は第二項の規定による市長の求めにより改めて環境影響評価に関する手続を経る事業者に対する第二十二条の規定の適用については、同条中「公告」とあるのは「公告(同条の規定による公告が行われ、かつ、この条例の規定による環境影響評価に関する手続を再び経た後に行われるものに限る。)」と、「実施して」とあるのは「実施し、又は中断した工事を再開して」とする。

#### 第六章 都市計画対象事業に関する特例

(都市計画決定権者による手続)

第三十五条 対象事業が都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第七項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第五項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業(以下これらを「都市計画対象事業」という。)については、第三章、第三十二条及び第三十三条(第一項第三号及び第四号並びに第三項から第五項までを除く。)の規定による環境影響評価に関する手続は、当該都市計画の決定又は変更をする者(以下「都市計画決定権者」という。)が当該対象事業に係る事業者に代わって行うことができる。この場合において、第六条第三項(第七条第二項及び第十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定は適用しない。

2 前項の規定により都市計画決定権者が事業者に代わって環境影響評価に関する手続を行う場合において、都市計画決定権者は、事業者に対し、同項の環境影響評価に関する手続を行うための資料の提供、方法書説明会及び準備書説明会への出席その他の必要な協力を求めることができる。

3 都市計画決定権者は、第一項の規定により環境影響評価に関する手続を行うこととした場合には、速やかに、その旨を書面により市長に通知しなければならない。

4 前三項及び次条に定めるもののほか、都市計画対象事業に係る環境影響評価に関する手続について必要な事項は、規則で定める。

(平二三、一二・改正)

(都市計画決定手続との連携の確保)

第三十六条 第十三条第三項の規定にかかわらず、都市計画対象事業に係る準備書の提出の時期は、都市計画法第十七条第一項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による公告の前までとするものとする。

2 都市計画対象事業に係る都市計画が都市計画法第十八条第三項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)又は同法第十九条第三項(同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二条第一項又は同法第八十七条の二第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による協議を要するものである場合においては、第八条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)及び第二十一条の規定による送付又は要請は、当該協議の相手方に対しても行うものとする。

3 市長は、都市計画対象事業に係る都市計画の決定又は変更により環境影響評価の結果が反映されるようにするため、当該決定又は変更をする都市計画決定権者と十分な連携を確保し、必要な調整を行うように努めなければならない。

(平一一、一二・平二四、三・改正)

(事後調査に関する手続についての調整)

第三十七条 市長は、第三十五条第一項の規定により都市計画決定権者が事業者に代わって環境影響評価に関する手続を行った場合は、事業者又は管理者(以下「事業者等」という。)が行う事後調査に関する手続が円滑に行われるよう、都市計画決定権者及び事業者等と必要な調整を行うものとする。

#### 第七章 法対象事業等に係る条例の手続

(計画段階環境配慮書についての市長の意見)

第三十七条の二 市長は、法第三条の七第一項の規定に基づいて法第三条の二の第一種事業を実施しようとする者(法第三条の十第二項の規定により第一種事業を実施しようとする者とみなされる者を含む。)に意見を述べるときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かななければならない。

(平二四、一二・追加)

(法対象事業に係る方法書についての市長の意見)

第三十八条 市長は、法第十条第二項の規定に基づいて県知事に意見を述べるとき及び同条第四項の規定に基づいて法第二条第五項に規定する事業者(以下「法対象事業者」という。)に意見を述べるときは、法第八条第一項の意見に配慮するとともに、あらかじめ、審査会の意見を聴かななければならない。

(平二三、一二・改正)

(法対象事業に係る公聴会の開催)

第三十九条 第十七条の規定は、法対象事業について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第二項」とあるのは「法第十九条」と、「次条第一項」とあるのは「法第二十条第二項及び第四項」と、同条第二項及び第三項中「事業者」とあるのは「第三十八条に規定する法対象事業者」と読み替えるものとする。

(平二三、一二・改正)

(法対象事業に係る準備書についての市長の意見)

第四十条 市長は、法第二十条第二項の規定に基づいて県知事に意見を述べるとき及び同条第四項の規定に基づいて法対象事業者に意見を述べるときは、法第十九条の意見及び見解並びに前条において準用する第十七条第三項の意見に配慮するとともに、あらかじめ、審査会の意見を聴かななければならない。

(平二三、一二・改正)

(意見書の写しの提出の要請)

第四十一条 市長は、法第十条第二項及び法第二十条第二項の規定に基づいて県知事に意見を述べるため必要があると認めるとき並びに法第十条第四項及び法第二十条第四項の規定に基づいて法対象事業者に意見を述べるため必要があると認めるときは、法対象事業者に対し、法第八条第一項及び法第十八条第一項の意見書の写しの提出について協力を求めることができる。

(平二三、一二・改正)

(事後調査計画書の提出等)

第四十二条 法対象事業者は、法対象事業に係る工事に着手するときは、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した事後調査計画書を作成し、市長に提出しなければならない。

一 法第五条第一項第一号に掲げる事項

二 法対象事業の名称、目的及び内容

三 法対象事業が実施されるべき区域その他の法対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲及びその概況

四 事後調査(法第十四条第一項第七号口の措置が事業に係る工事後判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合における当該環境の状況の把握のための措置を含む。)の計画として、次に掲げるもの

ア 事後調査の項目、手法、対象とする地域及び期間

イ その他規則で定める事項

2 市長は、事後調査計画書の提出を受けたときは、遅滞なく、その旨、事後調査計画書の縦覧の場所その他規則で定める事項を公告するとともに、事後調査計画書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければならない。

3 市長は、第一項の規定による事後調査計画書の提出を受けたときは、規則で定める期間内に、法対象事業者に対し、事後調査の計画について環境の保全及び創造の見地からの意見を書面により述べるることができる。

4 前項の場合において、市長は、あらかじめ、審査会の意見を聴くことができる。

5 市長は、第三項の規定により意見を述べたときは、遅滞なく、その旨及び当該意見の内容を公告しなければならない。

6 法対象事業者は、第三項の意見が述べられたときはこれを勘案して、事後調査計画書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるときは、速やかに、修正を行うとともに、当該修正後の事後調査計画書を市長に提出しなければならない。

7 第二項の規定は、修正後の事後調査計画書の提出について準用する。

(事後調査等に関する手続)

第四十三条 第四章及び第三十三条の規定による事後調査に関する手続は、法対象事業について準用する。この場合において、第二十四条中「事業者」とあるのは「第三十八条に規定する法対象事業者(この章及び第三十三条において「法対象事業者」という。)」と、第二十五条及び第二十六条中「事業者」とあるのは「法対象事業者」と、同条中「評価書に記載された事後調査の計画」とあるのは「事後調査計画書(第四十二条第六項の規定に基づいて修正をしたときは、当該修正後の事後調査計画書。以下同じ。)」と、同条第一号中「第十三条第一項第一号に掲げる事項」とあるのは「第四十二条第一項第一号及び第二号に掲げる事項」と、同条第三号中「評価書に記載された関係地域」とあるのは「第四十二条第一項

第三号の地域(同条第六項の規定に基づいて事後調査計画書の修正をしたときは、当該修正後の事後調査計画書に記載された当該地域。以下同じ。)」と、同条第五号中「環境の保全及び創造のための措置」とあるのは「法第十四条第一項第七号口の措置」と、第二十七条及び第二十九条中「事業者」とあるのは「法対象事業者」と、同条中「評価書に記載された関係地域」とあるのは「第四十二条第一項第三号の地域」と、「明らかに評価書」とあるのは「明らかに法第二十一条第二項の環境影響評価書(法第二十五条第一項第二号又は同条第二項の規定による補正をしたときは、当該補正後の環境影響評価書。以下同じ。)」と、第三十条第一項中「評価書」とあるのは「法第二十一条第二項の環境影響評価書」と、「事業者」とあるのは「法対象事業者」と、同条第二項中「事業者」とあるのは「法対象事業者」と、第三十一条第一項中「評価書」とあるのは「法第二十一条第二項の環境影響評価書」と、同条第三項中「事業者」とあるのは「法対象事業者」と、第三十三条第一項中「事業者」とあるのは「法対象事業者」と、「第七条第一項の規定による方法書等の提出後」とあるのは「法第二十七条の規定による公告の日後(第三号に該当することとなった場合にあっては、法対象事業に係る工事後の着手後)」と、同項第二号中「第七条第一項第二号に掲げる事項」とあるのは「第四十二条第一項第二号に掲げる事項」と、同項第四号及び同条第三項中「事業者」とあるのは「法対象事業者」と、「環境影響評価及び事後調査」とあるのは「事後調査」と、同条第四項中「事業者」とあるのは「法対象事業者」と読み替えるものとする。

2 市長は、法第四十条第一項の規定の適用を受ける法対象事業について、法対象事業者及び前項において準用する第三十三条第四項の管理者(以下「法対象事業者等」という。)が前条及び前項の規定に基づく事後調査に関する手続を円滑に行えるよう、都市計画決定権者及び法対象事業者等と必要な調整を行うものとする。

3 市長は、法対象事業の実施に係る法第四条第一項第一号の免許等を行う者が、当該免許等を行うに当たって、法第三十三条第二項各号(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定により条件を付した場合で当該条件が事後調査に関するものであるときは、当該免許等を行う者及び法対象事業者等と必要な調整を行うことができる。

4 市長は、法対象事業者等が法第十四条第一項第七号ハの措置を講じる場合にあっては、前条及び第一項の規定による事後調査に関する手続に関し、法対象事業者等と必要な調整を行うことができる。

(平二三、一二・改正)

(都市計画に定められる法対象事業等)

第四十四条 法第三十八条の六第一項又は法第四十条第一項の規定の適用を受ける法対象事業及び法第三十八条の六第二項の規定により法第二章第一節の規定による法第三条の第二項に規定する計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行う法第二条第三項に規定する第二種事業に係る第三十七条の二から前条までの規定の適用について必要な技術的読替えは、規則で定める。

(平二四、一二・改正)

(港湾計画に係る事後調査に関する手続等)

第四十五条 第十七条、第四章、第三十三条及び第四十条から第四十二条までの規定は、法第四十八条第一項の規定の適用を受ける港湾計画(港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)

第二条第二項に規定する重要港湾に係る同法第三条の三第一項に規定する港湾計画をいう。)について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

#### 第八章 仙台市環境影響評価審査会

第四十六条 この条例によりその権限に属せられた事項並びに環境影響評価及び事後調査に関する重要な技術的事項を調査審議させるため、審査会を置く。

- 2 審査会は、委員十五人以内で組織し、委員は、環境の保全及び創造について知識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審査会に臨時委員を置くことができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第九章 雑則

(法対象事業から対象事業へ移行する場合の措置)

第四十七条 法対象事業がその事業規模の縮小その他市長が認める変更により、新たに対象事業に該当することとなった場合において、当該変更前に法の規定に基づいて行われた手続は、市長が定めるところにより、この条例の相当する規定により行われたものとみなすことができる。この場合において、当該対象事業について、第六条の規定は、適用しない。  
(対象事業以外の事業への環境影響評価及び事後調査に関する手続の要請)

第四十八条 市長は、第二条第三項各号に掲げる事業の種類のいずれかに該当する一の事業で対象事業以外のもの(法対象事業を除く。)について、当該事業に係る環境影響の程度が特に著しいものとなるおそれがあると認めるときは、審査会の意見を聴いて、当該事業を実施しようとする者に対し、この条例の規定の例による環境影響評価及び事後調査に関する手続を経よう求めることができる。

(実地調査への協力の要請)

第四十九条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、他人の所有し、又は占有する土地において、職員に実地調査を行わせることができる。

- 2 前項の場合において、土地の所有者又は占有者は、当該職員の行う実地調査について、協力するように努めなければならない。
- 3 第三十条第三項の規定は、第一項の規定による実地調査について準用する。

(勧告及び公表)

第五十条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事業者等(都市計画決定権者及び法対象事業者等を含む。以下この条において同じ。)に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- 一 事業者等がこの条例の規定による手続の全部又は一部を実施しなかったとき
- 二 事業者等が虚偽の記載をした事前調査書、方法書、準備書、評価書、事後調査計画書又は事後調査報告書を提出したとき
- 三 事業者が第二十二条(第三十二条第四項において読み替えて適用される場合を含む。)の規定に違反して対象事業を実施したとき

四 市長が第三十条第一項(第四十三条第一項において準用する場合を含む。次号において同じ。)の規定による実態調査をさせ、又は報告を求めた場合において、事業者等が実態調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき

五 市長が第三十条第一項の規定による実態調査をさせ、又は報告を受けた場合において、対象事業又は法対象事業に係る工事の着手後の状況が、事業者等の責めに帰すべき事由により、評価書又は法第二十一条第二項の環境影響評価書(法第二十五条第一項第二号又は同条第二項の規定による補正をしたときは、当該補正後の環境影響評価書)に記載されているところと異なるものであり、かつ、環境の保全及び創造に著しい支障をきたすおそれがあると認めるとき

- 2 市長は、前項第五号の規定により必要な措置をとるべきことを勧告するに当たって、必要があると認めるときは、審査会の意見を聴くことができる。
- 3 市長は、事業者等が第一項の規定による勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。
- 4 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、事業者等に意見を述べる機会を与えなければならない。
- 5 市長は、その実施に際し、法令等の規定により、免許等又は特定届出が必要とされる対象事業について、第三項の規定による公表で工事着手日以前の行為に対してなされた勧告に基づくものをしたときは、遅滞なく、当該免許等を行う者又は当該特定届出を受理する者に対し、その内容を書面により通知するものとする。
- 6 市長は、その実施に際し、法第四条第一項第一号の免許等が必要とされる法対象事業で、当該免許等を行う者が当該免許等を行うに当たって法第三十三条第二項各号(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定により条件を付していたものについて、第三項の規定による公表をしたときは、遅滞なく、当該免許等を行う者に対し、その内容を書面により通知するものとする。

(平一一、一二・改正)

(近隣市町村等との協議)

第五十一条 市長は、対象事業が実施されるべき区域その他の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると市長が認める地域が近隣の市町村の区域にわたると認めるときは、当該対象事業に関してよるべき手続について、当該市町村の区域の属する県又は市町村の長と協議し、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(適用除外)

第五十二条 この条例の規定は、次に掲げる事業については、適用しない。

- 一 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第八十七条の規定による災害復旧の事業又は同法第八十八条第二項に規定する事業
- 二 建築基準法(昭和三十五年法律第二百一号)第八十四条の規定が適用される場合における同条第一項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業
- 三 被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)第五条第一項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第三号に規定する事業

(規則への委任)



第五十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十一年六月十二日から施行する。ただし、第一章、第二章、第八章、第五十二条及び第五十三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 宮城県環境影響評価要綱（平成五年宮城県告示第八百五十七号）別表第一及び別表第二に掲げる事業（以下「県要綱対象事業」という。）に該当するものを除くほか、対象事業については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から六月間は、第三章から第六章までの規定は、適用しない。

3 前項の規定にかかわらず、対象事業であって次に掲げるもの（第二号及び第三号に掲げるものにあつては、施行日（第二項の規定の適用を受ける対象事業にあつては同項の期間を経過した日。以下同じ。）以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更のみをして実施されるものに限る。）については、第三章から第六章までの規定は、適用しない。ただし、第二号及び第三号に掲げるものについて、施行日から起算して五年を超えて当該対象事業に係る工事に着手する場合は、この限りでない。

一 環境影響評価条例（平成十年宮城県条例第九号）附則第二項の規定により同項各号に定める手続を経たものとみなされて同条例に基づく手続を行うもの

二 前号に掲げるもののほか、都市計画対象事業以外の対象事業で施行日前に第十三条第三項の規則で定める時期を過ぎたもの

三 第一号に掲げるもののほか、都市計画対象事業で施行日前に当該都市計画対象事業に係る都市計画法第十七条第一項の規定による公告が行われたもの（次項の規定の適用を受けるものを除く。）

4 第二項の規定にかかわらず、施行日前に当該都市計画対象事業に係る都市計画法第十七条第一項の規定による公告が行われた都市計画対象事業（前項第一号に掲げるものを除く。）であつて次に掲げるもの（施行日以後に当該都市計画対象事業に係る都市計画についてその内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更のみをして実施されるものに限る。）については、第六章の規定は、適用しない。

一 県要綱対象事業に該当する都市計画対象事業で都市計画法第六十条の規定による申請をした日又は当該都市計画対象事業が都市計画に定められなかったとした場合に適用されることとなる第十三条第三項に規定する準備書を提出すべき期限のいずれか早い日が施行日以後であるもの

二 施行日から起算して五年を超えて当該対象事業に係る工事に着手するもの

5 この条例の施行後に事業者となるべき者は、規則で定めるところにより、この条例の施行前においてこの条例の規定の例による手続を行うことができる。

6 第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置に関する事項は、規則で定める。

（平成二十三年東北地方太平洋沖地震により被災した者の移転に係る土地区画整理事業等の環境影響評価及び事後調査に関する手続に関する特例）

7 市長は、平成二十三年東北地方太平洋沖地震により被災した者の移転に係る土地区画整理事業及び防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十二号）第二条第二項に規定する集団移転促進事業として実施される住宅団地の造成の事業並びに仙台市震災復興計画（平成二十三年十一月三十日議決）に基づき堤防機能を付加するために行う道路の新設又は改築の事業に関し特に緊急に実施する必要があると認めるときは、第三章及び第四章に規定する手続を簡略化することができる。

（平二三、一二・追加、平二四、一二・改正）

8 前項の規定による手続の簡略化の内容は、同項に規定する土地区画整理事業、住宅団地の造成の事業及び道路の新設又は改築の事業に係る事業者からの申出に基づき、市長が決定する。

（平二三、一二・追加、平二四、一二・改正）

9 市長は、前項の規定による決定をするにあつては、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。

（平二三、一二・追加）

附 則（平一一、一二・改正）

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平二三、一二・改正）

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、附則に見出し及び三項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の仙台市環境影響評価条例（以下「新条例」という。）第八条、第十四条、第二十条又は第二十八条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う公告及び縦覧に係る新条例第七条第三項に規定する方法書等、新条例第十三条第一項に規定する準備書及び要約書、新条例第十九条第二項に規定する評価書及び要約書又は新条例第二十六条の事後調査報告書について適用する。

3 新条例第八条の二（新条例第十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に行う公告及び縦覧に係る新条例第七条第一項に規定する方法書及び前項の準備書について適用する。

附 則（平二四、三・改正）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、「第八十七条の二第二項」を「第八十七条の二第三項」に改める部分は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平二四、一二・改正）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定、第七章中第三十八条の前に一条を加える改正規定及び第四十四条の改正規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

## 杜の都・仙台のきれいな空気と水と緑を守るための指導方針

平成 29 年 12 月 1 日  
仙 台 市

「杜の都・仙台」は、豊かな緑や広瀬川の清流など美しい自然に恵まれ、その素晴らしい環境を、先人の時代よりこの地に住まう人々が大切に守り育んできた。

しかしながら、昨今、仙台港周辺において石炭火力発電所の建設が相次ぎ、動植物の重要な生息・生育地である蒲生干潟を含め、周辺環境への影響を懸念する声が上がっている。

「杜の都・仙台」の良好な環境を保全し将来へと継承することは、本市の重要な責務であり、石炭火力発電所に対する姿勢を明確に示すため、ここに「杜の都・仙台のきれいな空気と水と緑を守るための指導方針」を策定する。

本市は、市民協働の下、当該方針を的確に運用し、低炭素型で自然と共生する良好な都市環境を後世に向けて守り抜いていく。

### 1 対象となる事業

石炭火力発電所

### 2 対象となる区域

市内全域

### 3 指導方針

(1) 本市域内へのさらなる石炭火力発電所の立地については、自粛するよう強く求める。

(2) 仮に本市域内への立地を検討する場合には、以下の手続きを踏むよう強く求める。

- ① ゼロ・オプションを含めた複数の計画案を作成し、それぞれの環境影響について予測・評価すること。
- ② ①について公表するとともに、説明会の開催や市民等からの意見聴取を行うこと。
- ③ ①及び②の結果について、環境影響評価審査会に報告し、意見を聴くこと。

市長は、上記の手続きの結果を踏まえ、当該石炭火力発電所の立地に関し、必要な意見を述べる。

# 森林地域における太陽光発電事業の環境配慮に関する指導方針

令和 2 年 12 月 1 日

仙 台 市

## 1 目的

森林地域における太陽光発電事業について、仙台市環境影響評価条例に基づく手続きの実施にあたり必要な環境配慮事項等を定め、事業者に対し事業計画の早期段階から、適切な環境配慮を促し、杜の都の良好な自然環境の保全と、再生可能エネルギーである太陽光発電の普及の両立を図ることを目的とする。

なお、本指導方針は、環境影響評価法に基づく手続きにおいても準用する。

## 2 対象となる区域

森林法第 2 条第 1 項に規定する森林（森林地域）

## 3 対象となる事業

仙台市環境影響評価条例施行規則別表第 1 で定める太陽光発電所の設置又は変更の事業（森林地域における敷地面積 1ha 又は出力 400kW 以上の太陽光発電事業）

## 4 環境配慮事項

### (1) 森林の保全

- ・施設配置等について複数案を検討の上、森林の伐採を極力抑え、可能な限り土地の改変を回避すること。

### (2) 自然環境（動植物）の保全

- ・多様な動植物の生息・生育環境や生態系の連続性に配慮し、ため池等の水辺環境を保全するとともに、適切な残置森林を確保すること。
- ・鳥類等への影響に配慮した太陽光パネルの配置等を検討すること。
- ・事業実施前後において、動植物に係る詳細な現地調査を実施し、その結果を踏まえ、適切な環境保全対策を講じること。

### (3) 土砂災害・水害対策

- ・傾斜地や軟弱地盤箇所等への太陽光パネル等の設置を回避すること。
- ・将来の気候変動の予測も踏まえながら、土砂災害及び水害、周辺の水辺環境への濁水の流出が発生しないよう、適切な造成計画や排水計画等を検討すること。また、斜面や防災調整池、雨水排水路、残置森林等について適正に維持管理を行うこと。
- ・土砂災害等に伴い太陽光パネルが破損・流出した場合等における災害対策体制を構築すること。

### (4) 生活環境の保全

- ・パワーコンディショナー等による騒音や低周波音の影響について、民家との離隔や低騒音型機器の採用など、適切な環境保全対策を講じること。
- ・太陽光パネルによる光害や景観に係る影響について、反射率の低い太陽光パネル等の採用や向きを検討など、適切な環境保全対策を講じること。

### (5) 環境コミュニケーションの推進

- ・事業計画や環境保全対策の検討にあたっては、地域住民等に対し丁寧に説明を行うとともに、住民等からの意見に十分配慮すること。

### (6) 事業終了後の対応

- ・太陽光パネル等を適切に撤去するとともに、リサイクルを優先として適正に廃棄処理すること。
- ・周辺の自然環境に配慮しながら、森林の復元や植林など原状回復のみならず環境の創造に取り組むこと。

## 5 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

## グリーンビルディングの整備を促進するための方針

令和 2 年 12 月 1 日  
仙 台 市

### 1 目的

都心部における建築物の新築や建替えの迅速化と、環境の創造に向けた取り組みの両立を図り、環境配慮型の建築物（グリーンビルディング）の整備を促進することにより、環境にやさしい魅力的な都市空間を創出・発信し、杜の都ブランドの向上を図ることを目的とする。

### 2 対象となる区域

都市再生特別措置法第 2 条第 3 項に基づく都市再生緊急整備地域

### 3 対象となる事業

上記 2 の区域に計画される、高さ 100m 又は延べ面積 5 万㎡以上の建築物の建設事業

### 4 環境配慮事項

対象事業を実施しようとする者(以下、「事業者」という。)は、特に以下の(1)～(7)に配慮しながら、CASBEE<sup>\*1</sup>-建築(新築)においてSランクの建築計画とすること。

#### (1) 地球温暖化対策

- ・建築物のZEB化<sup>\*2</sup>を目指し、断熱性能の向上や高効率機器の導入、再生可能エネルギーの活用等によりエネルギー効率を高めるなど、温室効果ガス排出削減に最大限取り組むこと。

#### (2) 緑化の推進

- ・在来種をはじめとした多様な樹種選定や、周辺の街路樹等との緑のネットワーク形成など、都市の生物多様性の保全に配慮した緑化計画を検討すること。
- ・気候変動影響への適応として、ヒートアイランド現象の緩和等に資するよう、中・高木を積極的に使用した植栽や、壁面緑化等の建築物の緑化に努めるとともに、供用後においては適切に維持管理を行うこと。

#### (3) 景観への配慮

- ・周辺の街並みとの調和に配慮しながら、杜の都にふさわしい景観の形成に努めること。

#### (4) 資源循環の推進

- ・地域の木材を含め、環境負荷の少ない資材を積極的に使用するなど、ライフサイクル全体での環境負荷低減に努めること。
- ・建築工事や解体工事に伴い発生する廃棄物について、できる限り再資源化に努めること。

#### (5) 水環境の保全

- ・水循環の保全の観点から、敷地内緑化や雨水浸透施設の設置など、適切な雨水流出抑制対策を検討すること。

#### (6) 風害、日照障害、電波障害対策

- ・建築に伴う風害、日照障害、電波障害について予測の上、周辺環境に配慮した事業計画及び環境保全対策を検討すること。

#### (7) 交通計画

- ・周辺の道路交通等へ影響を及ぼさないよう、適切な交通計画を検討すること。

### 5 手続き

事業者は、以下の(1)～(5)の手続きを経ること。なお、詳細については、別途要綱で定める。

(1) 事業者は、事業の計画段階において、上記4を踏まえ、環境配慮の取り組みを検討し、仙台市と協議を行う。

ただし、都市計画法第21条の2及び都市再生特別措置法第37条に基づく都市計画提案手続きを予定している場合には、当該手続きの中で必要な協議等を行うことができるものとする。

(2) 事業者は、事業計画の案について公表するとともに、説明会の開催や地域住民等からの意見聴取を行う。

(3) 事業者は、仙台市との協議結果や、地域住民等からの意見を踏まえ、事業計画をとりまとめ、CASBEEの評価結果(Sランク、自主評価による)とともに、仙台市に提出する。仙台市は、CASBEEの評価結果を含め、事業者から提出された事業計画について公表する。

(4) 事業者は、環境配慮事項を適切に実施するよう、仙台市と協定を締結するとともに、仙台市は、その写しを公表する。

事業者は、仙台市との協定締結をもって、事業に着手(解体工事を含む)できるものとする。

(5) 事業者は、実施設計段階においてCASBEEの評価結果(Sランク、第三者機関による認証)を仙台市に提出するとともに、仙台市は、その結果を公表する。

なお、Sランクを取得できなかった場合には、その理由を報告するとともに、必要に応じて仙台市環境影響評価審査会の意見を聴きながら、追加の環境保全措置を講じるものとする。

### 6 環境影響評価条例との関係

本整備方針に基づく適正な環境配慮がなされるものとして市長が認めるものについては、仙台市環境影響評価条例に基づく環境影響評価手続きを適用しないものとする。

### 7 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

※1 CASBEE (建築環境総合性能評価システム): 省エネや再エネの導入、環境負荷の少ない資材の使用、室内の快適性、周辺環境への配慮 (騒音・振動、景観、風害、日照障害)、生物環境の保全など、建物の環境性能を総合的に評価するシステム

※2 ZEB 化: 省エネや再エネの導入等により、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のことを ZEB (ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング) と言う。国は、ZEB について、エネルギー消費量の削減割合等に応じて『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented の 4 段階の区分を設けており、ZEB 化とは、いずれかの ZEB を達成することを言う。

お問い合わせは

## 仙台市環境局環境部環境企画課

〒980-8671 仙台市青葉区二日町6-12 二日町第二仮庁舎(MSビル二日町)5階

TEL : 022-214-8219(直通)

FAX : 022-214-0580

E-mail : kan007110@city.sendai.jp

環境影響評価に関する情報は、仙台市のホームページでご覧になれます。

URL <https://www.city.sendai.jp/kankyochose/kurashi/machi/kankyochozen/kurashi/kankyo/index.html>

再生紙使用

この冊子はリサイクルできます



令和3年(2021年)3月発行